

インボイス制度における 経理処理対策セミナー

～「インボイス」って本当に大変な事なのです～

令和5年10月から始まる「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）とは、「複数税率に対応したものとして導入される仕入税額控除の方式」です。この制度が導入されると、請求書等の記載内容が大変複雑となり、事業者の皆様には過大な負担がかかることとなります。また、免税事業者等から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできなくなります。本セミナーでは、インボイスの実態をわかりやすく解説しますので、ぜひ御参加ください。

令和2年12月9日(水) 14:00～16:00

講師

税理士法人中田会計事務所

所長・税理士 **中田 健一氏**

●講師プロフィール

明解な指導の経営・税務エキスパートとして数多くの企業や事業所の経営改善や税務指導を精力的に行っている。中田会計事務所所長のほか、百五銀行のシンクタンクである(株)百五総合研究所の顧問税理士をはじめ、ファイナンシャルプランナーとしても活躍中。

会場 津商工会館 5階会議室(津市丸之内29-14)

定員 30名(先着順) ※定員になり次第、締切らせていただきます。

対象者 すべての事業者 **受講料** 無料

申込方法 受講申込書に必要事項を御記入の上、FAXによりお申し込みください。

問合せ・申込先 津商工会議所 中小企業相談所(担当:若松、廣瀬)
TEL:059-228-9141 FAX:059-228-7317

講座内容

- 消費税の基本的な課税方式について
- 区分記載請求書保存方式の留意点
- 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の概要と問題点
 - (1)概要
 - (2)記載事項及び留意点
 - (3)売手側の留意点と適格請求書発行事業者の義務
 - (4)買手側の留意点と仕入税額控除の要件
 - (5)税額計算の方法等
 - (6)適格請求書発行事業者登録申請について
- 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)の見直し要望について

※内容は予告なく変更になる場合がございますので、予め御了承ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」、「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準」を踏まえ、感染症対策を講じた上で、受講者にも御協力いただき、実施をいたしますが、今後、国内で新型コロナウイルスの感染が拡大し、国や三重県からの開催中止・自粛要請がなされたなどの場合に、開催を中止させていただく場合がございますので、御了承ください。

主催:津商工会議所 中小企業相談所

津商工会議所 行 FAX.059-228-7317

お申込日(月 日)

『インボイス制度における経理処理対策セミナー』受講申込書

事業所名	業種 : 小売・卸売・サービス・製造・建設・その他		
所在地	(〒 -)		
TEL		受講者氏名①	
FAX		受講者氏名②	

※御記入頂いた情報は、当会議所が行う各種連絡のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。